

ハジメテマルシェ実施要領

令和6年4月1日

(目的)

第1 まちなかへの店舗出店にチャレンジする志のある方に対するサポートとして、市主催のイベント等への出店エリアを提供することにより、将来的に、まちなかへの新規出店に向けた第一歩の後押しとなる仕組みを構築し、まちなかの新たな魅力や賑わいの創出などを目指すことを目的とする。

(期間)

第2 実施期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(対象者)

第3 対象となる出店者は、次の各号に掲げる要件を満たす事業者とする。

- (1) 中心市街地内に店舗を構えておらず、将来的に、当該エリア内で出店する意欲のある者。
- (2) 商品の販売やサービスの提供にあたり、必要な許認可を受けている者。
- (3) 小売業、飲食業、サービス業その他これらに類する営業を行う者。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当しないこと。

(対象イベント)

第4 出店対象イベントは次のとおりとする。

- (1) 小江戸甲府の夏祭り
- (2) えびす講祭り
- (3) ソライチWith
- (4) こうふはっこうマルシェ
- (5) 第2土曜日
- (6) その他、甲府市や合同会社まちづくり甲府（以下「まちづくり甲府」という。）、甲府商工会議所等が関与するイベント

(出店手続き)

第5 ハジメテマルシェへの出店を希望する事業者（以下「出店事業者」という。）は、出店対象イベントの開催2週間前までに、出店申請書（第1号様式）及び誓約書（第2号様式）を提出するものとする。

(出店の決定)

第6 市長は第5の書類の提出を受けたときは、先着順で受け付け、順次審査基準(別紙1)に基づく審査を行い、その結果を通知(第3号様式)するものとする。

ただし、各対象イベントの出店上限に達した場合は受付を終了するものとする。

(出店内容)

第7 出店事業者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 甲府市等で用意するテント、テーブル、イス以外に出店に係る準備・後片付けについては出店者の責任で行うこと。

(2) 販売方法は次のとおりとする。

ア 出店事業者自ら対面販売を行うこととし、与えられた枠内での出店とすること。

イ 商品表示は特徴、製造方法など、法令等に基づく各種所定の表示をすること。

ウ 税込み価格とし、商品価値に応じた適切な価格を出店事業者自身で設定すること。

エ 食品販売する出店事業者は、次の事項を満たさなければならない。

(ア) 食中毒などに対する保険(食品事業者総合保険/食品賠償保険共済)等に加入していること。

(イ) 食品衛生関連法令等により、管轄の保健所の許可を必要とする営業にあつては、当該許可を受けること。

(ウ) 食品衛生関連法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。

(3) 価格表示は税込み価格とし、商品価値に応じた適切な価格を出店事業者自身で設定すること。

(4) 出店事業者が販売した商品等に対する責任は出店者に帰属する。

(禁止事項)

第8 出店事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店の権利を第三者に譲渡、転貸又は販売等の管理運営を委託すること。

(2) 商品を不当な価格で販売すること。

(3) 呼び込み販売及び指定された場所以外での立売りをすること。

(4) アルコール飲料、危険物を販売する事。ただし、甲府市が認めたものはこれを除く。

(5) 許可された品目以外の商品を販売すること。

- (6) 隣接ブースに迷惑となる拡声器、音響機器類を使用すること。
- (7) 指定された目的や指定場所以外で火気を使用すること。
- (8) 危険物を持ち込むこと。
- (9) 政治活動、宗教活動、それに類する勧誘活動をすること。
- (10) その他、開催に支障がある様な行為をすること。

(出店料・出店回数)

第 9 出店料は無料とする。

2 出店回数は 1 出店事業者につき、年 2 回までとする。

(実績報告)

第 10 出店事業者は出店後に、実績報告書（第 4 号様式）を市長へ提出しなければならない。

(業務実施者)

第 11 市長は、本要領に規定する、市長が行う業務等の一部を、まちづくり会社、その他中心市街地において、現にまちづくり活動を推進する団体等に実施させることができる。

(その他)

第 12 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。